

令和7年3月1日

第58回通常総代会提出議案

海部土地改良区

第58回 通常総代会 次第

1, 開	会	
2, 理 事 長 あ い さ つ		
3, 来 賓 祝 辞		
4, 議 長 選 任		
5, 議事録記名人の選任		
6, 議 事		
第 1 号議案	県営地盤沈下対策事業（新開唐臼地区）の施行申請議決について	(2)
第 2 号議案	会計細則の一部改正について	(6)
第 3 号議案	令和 6 年度一般会計収支補正予算について	(19)
第 4 号議案	令和 7 年度賦課金の徴収方法及び時期について	(21)
第 5 号議案	令和 7 年度決済金の額の決定について	(25)
第 6 号議案	令和 7 年度一般会計収支予算について	(28)
第 7 号議案	令和 7 年度収入現金の預金先について	(40)
第 8 号議案	令和 7 年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について	(41)
報告第 1 号	監査報告書	(42)
報告第 2 号	理事会で決定された事項及びその他報告事項について	(44)
7, 閉	会	

第1号議案

県営地盤沈下対策事業（新開唐臼地区）の施行申請議決について

土地改良法第85条の3第1項の規定により、別紙に示す事業を施行申請するにつき議決を求める。

令和7年3月1日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

県営地盤沈下対策事業（新開唐臼地区）の概要

1 事業の目的

本地区の農業用用水路は、昭和46年から昭和58年にかけて木曽川用水関連土地改良事業によりパイプライン化された。しかしながら、地盤の不等沈下の進行や、周辺地域の社会的状況の変化により、漏水事故が頻発している。また、石綿セメント管が多用されており、破損事故による農業者等への健康被害が懸念される。

このため、本事業により用水路の機能低下を防止し、農業経営の安定を図ることを目的とする。

2 地域及び受益面積

市町村名	地目	関係面積 (ha)		
		田	畑	合計
津島市 (新開工区)		60.1	-	60.1
津島市 (唐臼工区)		66.1	-	66.1
計		126.2	-	126.2

3 主要工事計画

工種	数量	施設名等	工事内容
用水路 (新開工区)	12.4 km	末端用水路	φ 75～500 mm
用水路 (唐臼工区)	18.1 km		
計	30.5 km		

4 予定工期

令和7年度から令和21年度（15年間）

5 事業費

事業に要する費用 4, 3 1 0, 0 0 0 千円

(内訳)

事業費 4, 0 6 0, 0 0 0 千円

事務的経費 2 5 0, 0 0 0 千円

6 計画概要図

別図のとおり

7 予定負担割合 (単位：%)

区分	国	県	市町村	地元
事業費	50	44	5	1
事務的経費	—	100	—	—

8 予定管理者

当事業で整備された施設は、海部土地改良区の財産とし、同土地改良区が施設の管理を行う。

9 申請者

海部土地改良区とする。

地盤沈下対策事業
【新開唐臼地区】

計 画 平 面 図



新開工区

唐臼工区

凡例

	地区界
	受益地
	灌漑用水路
	石綿管（埋ど管に改修）
	石綿管（除去のみ）
	塩ビ管等（改修）
	塩ビ管等（既設新設）
	塩ビ管等（除去のみ）
	塩ビ管等（既設利用）
	雨水排水

0 200 400 600 800 1000
1:5 000

第2号議案

会計細則の一部改正について

会計細則の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年3月1日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

理由 収支予算書、補正収支予算書及び収支決算書の科目の変更に伴い、会計細則第8条第2項の別紙様式を改正する

附則 1 この変更細則は、令和7年4月1日から施行する。

※会計細則第8条

(財務諸表等科目、様式及び予算執行等)

第8条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び内容については、別に定めるところによる。

2 財務諸表等、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別紙による。

3 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。

4 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。

(1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用

(2) 科目中、目の新設若しくは廃止又は目相互間の予算流用

(3) 予備費の充用

〇〇年度 収支予算書

収入

(単位：円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業収入						
1 経常賦課金収入						
	1 経常賦課金収入					
2 特別賦課金収入						
	1 特別賦課金収入					
3 転用決済金収入						
	1 転用決済金収入					
2 附帯事業収入						
1 他目的使用料収入						
	1 他目的使用料収入					
2 手数料収入						
	1 手数料収入					
3 基本財産運用収入						
1 基本財産賃貸料収入						
	1 基本財産賃貸料収入					
4 特定資産運用収入						
1 特定資産利息収入						
	1 職員退職給付引当積立資産					
	2 転用決済金積立資産					
	3 維持管理施設積立資産					
	4 維持管理基金積立資産					
5 補助金等収入						
1 補助金収入						
	1 単独県費土地改良事業補助金					
2 助成金等収入						
	1 維持管理費助成金					
	2 単県事業費助成金					
	3 用地移転補償金					
6 寄附金収入						
1 寄付金収入						
	1 寄付金					

7 業務受託料収入						
1 技術管理補助業務						
	1 技術管理補助業務収入					
8 雑収入						
1 受取利息配当金収入						
	1 受取利息					
2 過年度収入						
	1 過年度収入					
3 過怠金収入						
	1 過怠金収入					
4 その他雑収入						
	1 雑収入					
9 特定資産取崩収入						
1 特定資産取崩収入						
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入					
	2 転用決済金積立資産取崩収入					
	3 維持管理施設積立資産取崩収入					
	4 維持管理基金積立資産取崩収入					
10 繰越金						
1 前年度繰越金						
	1 前年度繰越金					
(A) 収入合計						
(B) 当期収入合計						

借入金限度額 円

債務負担額 円

〇〇年度補正収支予算書

収入

(単位：円)

科 目		当 初 予算額	補 正 予算額	比 較		附記
				増	減	
1 土地改良事業収入						
1 1 經常賦課金収入						
	1 經常賦課金収入					
2 特別賦課金収入						
	1 特別賦課金収入					
3 転用決済金収入						
	1 転用決済金収入					
2 附帯事業収入						
1 他目的使用料収入						
	1 他目的使用料収入					
2 手数料収入						
	1 手数料収入					
3 基本財産運用収入						
1 基本財産賃貸料収入						
	1 基本財産賃貸料収入					
4 特定資産運用収入						
1 特定資産利息収入						
	1 職員退職給付引当積立資産					
	2 転用決済金積立資産					
	3 維持管理施設積立資産					
	4 維持管理基金積立資産					
5 補助金等収入						
1 補助金収入						
	1 単独県費土地改良事業補助金					
2 助成金等収入						
	1 維持管理費助成金					
	2 単県事業費助成金					
	3 用地移転補償金					
6 寄附金収入						
1 寄付金収入						
	1 寄付金					

7 業務受託料収入						
1 技術管理補助業務						
	1 技術管理補助業務収入					
8 雑収入						
1 受取利息配当金収入						
	1 受取利息					
2 過年度収入						
	1 過年度収入					
3 過怠金収入						
	1 過怠金収入					
4 その他雑収入						
	1 雑収入					
9 特定資産取崩収入						
1 特定資産取崩収入						
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入					
	2 転用決済金積立資産取崩収入					
	3 維持管理施設積立資産取崩収入					
	4 維持管理基金積立資産取崩収入					
10 繰越金						
1 前年度繰越金						
	1 前年度繰越金					
(A) 収入合計						
(B) 当期収入合計						

〇〇年度 収支決算書

収入

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業収入						
1 經常賦課金収入						
	1 經常賦課金収入					
2 特別賦課金収入						
	1 特別賦課金収入					
3 転用決済金収入						
	1 転用決済金収入					
2 附帯事業収入						
1 他目的使用料収入						
	1 他目的使用料収入					
2 手数料収入						
	1 手数料収入					
3 基本財産運用収入						
1 基本財産賃貸料収入						
	1 基本財産賃貸料収入					
4 特定資産運用収入						
1 特定資産利息収入						
	1 職員退職給付引当積立資産					
	2 転用決済金積立資産					
	3 維持管理施設積立資産					
	4 維持管理基金積立資産					
5 補助金等収入						
1 補助金収入						
	1 単独県費土地改良事業補助金					
2 助成金等収入						
	1 維持管理費助成金					
	2 単県事業費助成金					
	3 用地移転補償金					
6 寄附金収入						
1 寄付金収入						
	1 寄付金					

7 業務受託料収入						
1 技術管理補助業務						
	1 技術管理補助業務収入					
8 雑収入						
1 受取利息配当金収入						
	1 受取利息					
2 過年度収入						
	1 過年度収入					
3 過怠金収入						
	1 過怠金収入					
4 その他雑収入						
	1 雑収入					
9 特定資産取崩収入						
1 特定資産取崩収入						
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入					
	2 転用決済金積立資産取崩収入					
	3 維持管理施設積立資産取崩収入					
	4 維持管理基金積立資産取崩収入					
10 繰越金						
1 前年度繰越金						
	1 前年度繰越金					
(A) 収入合計						
(B) 当期収入合計						

[変更後]

〇〇年度 収支予算書

収入

(単位：円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業収入						
1 経常賦課金収入						
	1 経常賦課金収入					
2 特別賦課金収入						
	1 特別賦課金収入					
3 転用決済金収入						
	1 転用決済金収入					
2 附帯事業収入						
1 他目的使用料収入						
	1 他目的使用料収入					
2 手数料収入						
	1 手数料収入					
3 基本財産運用収入						
1 基本財産賃貸料収入						
	1 基本財産賃貸料収入					
4 特定資産運用収入						
1 特定資産利息収入						
	1 職員退職給付引当積立資産					
	2 転用決済金積立資産					
	3 維持管理施設積立資産					
	4 維持管理基金積立資産					
5 補助金等収入						
1 補助金収入						
	1 土地改良事業補助金	(令和7年度収支予算書より変更)				
2 助成金等収入						
	1 維持管理費助成金					
	2 単県事業費助成金					
	3 用地移転補償金					
6 寄附金収入						
1 寄付金収入						
	1 寄付金					

7 業務受託料収入						
1 技術管理補助業務						
	1 技術管理補助業務収入					
8 雑収入						
1 受取利息配当金収入						
	1 受取利息					
2 過年度収入						
	1 過年度収入					
3 過怠金収入						
	1 過怠金収入					
4 その他雑収入						
	1 雑収入					
9 特定資産取崩収入						
1 特定資産取崩収入						
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入					
	2 転用決済金積立資産取崩収入					
	3 維持管理施設積立資産取崩収入					
	4 維持管理基金積立資産取崩収入					
10 繰越金						
1 前年度繰越金						
	1 前年度繰越金					
(A) 収入合計						
(B) 当期収入合計						

借入金限度額 円

債務負担額 円

〇〇年度補正収支予算書

収入

(単位：円)

科 目		当 初 予算額	補 正 予算額	比 較		附記
				増	減	
1 土地改良事業収入						
1 1 経常賦課金収入						
	1 経常賦課金収入					
2 特別賦課金収入						
	1 特別賦課金収入					
3 転用決済金収入						
	1 転用決済金収入					
2 附帯事業収入						
1 他目的使用料収入						
	1 他目的使用料収入					
2 手数料収入						
	1 手数料収入					
3 基本財産運用収入						
1 基本財産賃貸料収入						
	1 基本財産賃貸料収入					
4 特定資産運用収入						
1 特定資産利息収入						
	1 職員退職給付引当積立資産					
	2 転用決済金積立資産					
	3 維持管理施設積立資産					
	4 維持管理基金積立資産					
5 補助金等収入						
1 補助金収入						
	1 土地改良事業補助金	(令和7年度補正収支予算書より変更)				
2 助成金等収入						
	1 維持管理費助成金					
	2 単県事業費助成金					
	3 用地移転補償金					
6 寄附金収入						
1 寄付金収入						
	1 寄付金					

7 業務受託料収入						
1 技術管理補助業務						
	1 技術管理補助業務収入					
8 雑収入						
1 受取利息配当金収入						
	1 受取利息					
2 過年度収入						
	1 過年度収入					
3 過怠金収入						
	1 過怠金収入					
4 その他雑収入						
	1 雑収入					
9 特定資産取崩収入						
1 特定資産取崩収入						
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入					
	2 転用決済金積立資産取崩収入					
	3 維持管理施設積立資産取崩収入					
	4 維持管理基金積立資産取崩収入					
10 繰越金						
1 前年度繰越金						
	1 前年度繰越金					
(A) 収入合計						
(B) 当期収入合計						

[変 更 後]

〇〇年度 収支決算書

収入

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業収入						
1 経常賦課金収入						
	1 経常賦課金収入					
2 特別賦課金収入						
	1 特別賦課金収入					
3 転用決済金収入						
	1 転用決済金収入					
2 附帯事業収入						
1 他目的使用料収入						
	1 他目的使用料収入					
2 手数料収入						
	1 手数料収入					
3 基本財産運用収入						
1 基本財産賃貸料収入						
	1 基本財産賃貸料収入					
4 特定資産運用収入						
1 特定資産利息収入						
	1 職員退職給付引当積立資産					
	2 転用決済金積立資産					
	3 維持管理施設積立資産					
	4 維持管理基金積立資産					
5 補助金等収入						
1 補助金収入						
	1 土地改良事業補助金	(令和7年度収支決算書より変更)				
2 助成金等収入						
	1 維持管理費助成金					
	2 単県事業費助成金					
	3 用地移転補償金					
6 寄附金収入						
1 寄付金収入						
	1 寄付金					

7 業務受託料収入						
1 技術管理補助業務						
	1 技術管理補助業務収入					
8 雑収入						
1 受取利息配当金収入						
	1 受取利息					
2 過年度収入						
	1 過年度収入					
3 過怠金収入						
	1 過怠金収入					
4 その他雑収入						
	1 雑収入					
9 特定資産取崩収入						
1 特定資産取崩収入						
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入					
	2 転用決済金積立資産取崩収入					
	3 維持管理施設積立資産取崩収入					
	4 維持管理基金積立資産取崩収入					
10 繰越金						
1 前年度繰越金						
	1 前年度繰越金					
(A) 収入合計						
(B) 当期収入合計						

第3号議案

令和6年度一般会計収支補正予算について

令和6年度一般会計収支補正予算を次のとおり定める。

令和7年3月1日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

収 入

(単位：円)

科 目	目	予算額	補正予算額	予算額計	附 記
5 補助金等収入		52,221,000	11,400,000	63,621,000	
2 助成金等収入		31,671,000	11,400,000	43,071,000	
	3 用地移転補償金	24,370,000	11,400,000	35,770,000	
(A) 収入合計		370,000,000	11,400,000	381,400,000	
(B) 当期収入合計		310,000,000	11,400,000	321,400,000	

支 出

(単位：円)

科 目	目	予算額	補正予算額	予算額計	附 記
1 土地改良事業費		79,170,000	△ 2,620,000	76,550,000	
2 単独土地改良事業費		20,000,000	△ 2,620,000	17,380,000	
	1 業務委託費	20,000,000	△ 2,620,000	17,380,000	
3 土地改良事業費		20,480,000	2,620,000	23,100,000	
2 県営事業費		6,290,000	2,620,000	8,910,000	
	1 地盤沈下事業費	2,360,000	1,020,000	3,380,000	
	2 特等事業費	3,930,000	1,600,000	5,530,000	
4 固定資産取得支出		28,370,000	11,400,000	39,770,000	
1 特定資産取得		24,370,000	11,400,000	35,770,000	
	1 土地改良施設用地等取得支出	24,370,000	11,400,000	35,770,000	
(C) 支出合計		370,000,000	11,400,000	381,400,000	
(D) 当期支出合計		355,000,000	11,400,000	366,400,000	
(B) ー (D) 当期収支差額		△ 45,000,000	0	△ 45,000,000	

第4号議案

令和7年度賦課金の徴収方法及び時期について

令和7年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法を次のとおり定めるものとする。

令和7年3月1日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

1 経常賦課金

(1) 賦課基準

令和7年1月1日現在の地積により賦課

賦課金の算定にあたっては、10円未満切り捨て

(2) 徴収時期

① 事務所費・・・・・・・・・・令和7年6月30日

(3) 徴収方法

② 維持管理費・・・・・・・・・・令和7年9月1日

直接納付、口座振替による

① 事務所費

区	分	10a当り賦課額 (円)	付	記
事務所費	田 (用水のみの受益地)	2, 100	5, 001.33ha	
木曽川用水管理負担金		150	5, 001.33ha	
管理委託揚水機場		50	2, 778.58ha	揚水機点検費

② 維持管理費

区	分	10a当り賦課額 (円)	付	記
光西支線水路	直掛り	1, 220	愛西市地内	
"	"	1, 360	愛西市、津島市地内	
"	揚水機場掛り	2, 980	諸桑、新開、唐臼、中一色、大井、光西	
内佐屋支線水路	直掛り	940	愛西市、津島市地内	
"	揚水機場掛り	2, 610	日置1	
"	"	2, 600	日置2	
市江支線水路	直掛り	1, 100	愛西市地内	
"	揚水機場掛り	2, 920	東條、落合、市江、本部田	

2 特別賦課金

- (1) 賦課基準 令和7年1月1日現在の地積により賦課
賦課金の算定にあたっては、10円未満切り捨て
- (2) 徴収時期 ① 特定農業用管水路特別対策事業費負担金・・・令和7年6月30日
② 地盤沈下対策事業費（末端水路）負担金・・・同上
③ 単独土地改良事業費負担金・・・・・・・・・・令和7年9月 1日
- (3) 徴収方法 直接納付、口座振替による

① 特定農業用管水路特別対策事業費負担金

区域（工区）	10a 当り賦課額(円)	付 記
光西 (大海用鍋蓋)	7 7 7	管水路工 塩ビ管 L=182m
光西 (善太)	1 0 2	管水路工 塩ビ管 L=78m
立 田	6 6 3	管水路工 塩ビ管 L=153m
芝 井	5 1 1	管水路工 塩ビ管 L=653m
諸 桑	5 5 7	管水路工 塩ビ管 L=61m
中 一 色	9 6 5	管水路工 塩ビ管 L=624m
鍋 田 第 3	4 5 1	管水路工 塩ビ管 L=926m
大 井	2, 6 7 4	管水路工 塩ビ管 L=489m

② 地盤沈下対策事業費（末端水路）負担金

区域（工区）	10a 当り賦課額(円)	付	記
落 合	7 0 2	管水路工 塩ビ管 L=204m	
六 條	1, 3 6 8	管水路工 塩ビ管 L=918m	
楽 平	7 1 5	管水路工 塩ビ管 L=300m、実施設計一式	
立 田 葛 木 (立田第3)	1 5 7	実施設計一式	
立 田 葛 木 (葛 木)	1 6 0	実施設計一式	

③ 単独土地改良事業費負担金

区域（工区）	10a 当り賦課額(円)	付	記
諸 桑	1 8 4	管水路整備 漏水1ヶ所	
新 開	1 9 0	管水路整備 漏水2ヶ所	
唐 臼	4 8	管水路整備 漏水1ヶ所	
日 置 1	2 5 9	管水路整備 漏水1ヶ所	
楽 平	9 9	管水路整備 漏水1ヶ所	
東 條 西 條	5 4	揚水機場整備	

第5号議案

令和7年度決済金の額の決定について

令和7年度における決済金の額を次のとおり定めるものとする。

令和7年3月1日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記	区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記
海 部 幹 線 直 掛	173		善	303	
開 治 P 掛	173		大 野	303	
開 治 直 掛	173		大 海 用 鍋 蓋	303	
藤ヶ瀬 直 掛	173		大 縄 第 1 関 連 掛	173	
幹 線 西 直 掛	173		大 縄 第 2 P 掛	176	
葛 木 P 掛	200		大 縄 第 3 関 連 掛	173	
立 田 第 3 P 掛	200		内 佐 屋 直 掛	210	
立 田 第 2 P 掛	176		日 置 1 P 掛	300	
立 田 第 1 P 掛	176		日 置 2 P 掛	283	
早 尾 P 掛	176		佐 屋	173	
四 会 P 掛	176		市 江 第 1 直 掛	173	
森 川 P 掛	176		市 江 第 2 直 掛	217	
光 西 直 掛	221	愛西地区	東 條 P 掛	298	
諸 桑 P 掛	315		落 合 P 掛	309	
諸 桑 P 直 掛	281		市 江 P 掛	299	
光 西 直 掛	226	愛西、津島地区	本 部 田 P 掛	321	
新 開 P 掛	297		西 保 P 掛	176	
唐 白 P 掛	302		五 明 直 掛	173	
大 井 P 掛	325		五 明 P 掛	176	
中 一 色 P 掛	299				

区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記	区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記
筏川東岸直掛	173		古政成 P 掛	173	
六條 P 掛	186		新政成 P 掛	173	
鮫ヶ地 P 掛	176		鎌島 P 掛	173	西岸第1
馬ヶ地 P 掛	176		松名 P 掛	173	西岸第1
子宝 P 掛	176		森津 P 掛	176	
六箇 P 掛	176		寛延 P 掛	177	鍋田第1
四郎兵衛善太 P 掛	176		三好 P 掛	176	鍋田第2
十四山直掛	173		加稲富島 P 掛	176	鍋田第2
海屋 P 掛	176		稲元吉 P 掛	176	鍋田第2
鳥ヶ地 P 掛	176		狐地 P 掛	176	鍋田第2
神戸 P 掛	176		稲荷 P 掛	176	西岸第2
大宝 P 掛	176		操出 P 掛	176	西岸第2
服岡 P 掛	176		東末広 P 掛	176	西岸第2
両郷 P 掛	176		西末広 P 掛	176	西岸第2
松之郷 P 掛	176		稲狐 P 掛	179	鍋田第3
竹之郷 P 掛	176		鍋田稲山 P 掛	176	

令和 7 年度一般会計収支予算について

令和 7 年度一般会計収支予算を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 1 日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

収 入 370, 000, 000 円

支 出 370, 000, 000 円

収 入

単位：円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
1	土地改良事業収入					
	1 經常賦課金収入	194,610,000	227,565,000	0	32,955,000	
		144,740,000	145,663,000	0	923,000	
	1 經常賦課金収入	144,740,000	145,663,000	0	923,000	①事務所費 ②木管川用水管理負担金 ③維持管理費 105,050,000円 7,550,000円 32,140,000円
2	特別賦課金収入	9,870,000	11,902,000	0	2,032,000	
	1 特別賦課金収入	9,870,000	11,902,000	0	2,032,000	①特定農業用管水路特別対策事業費負担金 5,640,000円 ②地盤沈下対策事業費（末端水路）負担金 3,560,000円 ③単独土地改良事業費負担金 670,000円
3	転用決済金収入	40,000,000	70,000,000	0	30,000,000	
	1 転用決済金収入	40,000,000	70,000,000	0	30,000,000	
2	附帯事業収入	530,000	500,000	30,000	0	
	1 他目的使用料収入	480,000	450,000	30,000	0	
	1 他目的使用料収入	480,000	450,000	30,000	0	水路敷使用料 480,000円
2	手数料収入	50,000	50,000	0	0	
	1 手数料収入	50,000	50,000	0	0	農地転用意見書発行手数料等

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
3	基本財産運用収入		5,600,000	0	0	
1	基本財産賃貸料収入		5,600,000	0	0	
	1 基本財産賃貸料収入	5,600,000	5,600,000	0	0	2階会館事務所賃貸料 3階大会議室使用料 5,500,000円 100,000円
4	特定資産運用収入	3,520,000	170,000	3,350,000	0	
1	特定資産利息収入	3,520,000	170,000	3,350,000	0	
	1 職員退職給付引当積立資産	50,000	10,000	40,000	0	
	2 転用決済資産	2,600,000	100,000	2,500,000	0	
	3 維持管理施設積立資産	20,000	10,000	10,000	0	
	4 維持管理基金積立資産	850,000	50,000	800,000	0	
5	補助金等収入	59,650,000	52,221,000	7,429,000	0	
1	補助金収入	22,010,000	20,550,000	1,460,000	0	
	1 土地改良事業補助金	22,010,000	20,550,000	1,460,000	0	単独土地改良事業 用水機維持管理事業 水利施設管理強化事業 12,050,000円 8,060,000円 1,900,000円
2	助成金等収入	37,640,000	31,671,000	5,969,000	0	
	1 維持管理成費金	8,060,000	7,300,000	760,000	0	用水機維持管理事業（津島市、愛西市、弥富市、蟹江町）
	2 単県事業成費金	520,000	1,000	519,000	0	単独土地改良事業（弥富市）
	3 用地移転補償金	29,060,000	24,370,000	4,690,000	0	光西支線水路付替事業移転補償費（愛知県）
6	寄附金収入	1,000	1,000	0	0	
1	寄付金収入	1,000	1,000	0	0	
	1 寄付金	1,000	1,000	0	0	

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
7 業務受託料収入		6,500,000	6,000,000	500,000	0	
1 技術管理補助業務		6,500,000	6,000,000	500,000	0	
	技術管理補助業務収入	6,500,000	6,000,000	500,000	0	愛知県（技術管理補助業務費）
8 雑収入		2,550,000	1,010,000	1,540,000	0	
1 受取利息配当金収入		50,000	10,000	40,000	0	
	1 受取利息	50,000	10,000	40,000	0	
2 過年度収入		400,000	400,000	0	0	
	1 過年度収入	400,000	400,000	0	0	
3 過总金収入		100,000	100,000	0	0	
	1 過总金収入	100,000	100,000	0	0	
4 その他雑収入		2,000,000	500,000	1,500,000	0	
	1 雑収入	2,000,000	500,000	1,500,000	0	光西支線用地取得経費等
9 特定資産取崩収入		17,039,000	16,933,000	106,000	0	
1 特定資産取崩収入		17,039,000	16,933,000	106,000	0	
	1 職員退職給付引当金積立資産取崩収入	10,000,000	10,000,000	0	0	
	2 転用決済金積立資産取崩収入	6,538,000	6,432,000	106,000	0	
	3 維持管理施設積立資産取崩収入	500,000	500,000	0	0	
	4 維持管理基金積立資産取崩収入	1,000	1,000	0	0	

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
10繰越金		80,000,000	60,000,000	20,000,000	0	
1前年度繰越金		80,000,000	60,000,000	20,000,000	0	
	1前年度繰越金	80,000,000	60,000,000	20,000,000	0	
(A)収入合計		370,000,000	370,000,000	0	0	
(B)当期収入合計		290,000,000	310,000,000	0	20,000,000	

支 出

単位：円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
1	土地改良事業費支出					
1	維持管理費支出					
		77,270,000	79,170,000	0	1,900,000	
		59,270,000	59,170,000	100,000	0	
	1 給料手当	10,900,000	10,900,000	0	0	職員（2名）
	2 臨時雇賃金	50,000	50,000	0	0	
	3 賞与支払	3,600,000	3,500,000	100,000	0	
						厚生年金保険料 1,350,000円 農林年金特例業務負担金 300,000円 健康保険料 750,000円 労働保険料 170,000円 健康診断受診料 30,000円
	4 福利厚生費	2,600,000	2,600,000	0	0	
	5 旅費交通費	70,000	70,000	0	0	役職員旅費
	6 通信運搬費	250,000	250,000	0	0	電話料金 150,000円 郵便料金等 100,000円
	7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0	0	文房具及び事務用品等
	8 印刷製本費	250,000	250,000	0	0	コピー料金 140,000円 図面、封筒等作製代 110,000円
	9 水路維持費	7,900,000	7,900,000	0	0	電気料金 100,000円 水路維持整備費等 7,800,000円
	10 揚水機維持費	33,500,000	33,500,000	0	0	電気料金 25,251,000円 保守管理傷害保険料 240,000円 定期保安業務手数料 989,000円 揚水機維持管理費 4,538,000円 揚水機場点検整備費等 2,482,000円
	11 雑費	50,000	50,000	0	0	
		18,000,000	20,000,000	0	2,000,000	
2	単独土地改良事業費	18,000,000	20,000,000	0	2,000,000	請負費、委託費

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
2 一般管理費支出						
1 運営事務費支出						
	1 役員報酬	138,210,000	137,800,000	410,000	0	
	2 給料手当	121,190,000	122,580,000	0	1,390,000	
	3 臨時雇賃金	120,000	120,000	0	0	理事長
	4 賞与支払	44,300,000	44,300,000	0	0	職員（9名）
	5 退職金支払	5,000,000	4,500,000	500,000	0	
	6 福利厚生費	15,000,000	13,800,000	1,200,000	0	
	7 研修費	10,000,000	10,000,000	0	0	
	8 交際費	4,000,000	4,000,000	0	0	厚生年金保険料 農林年金特別業務負担金 健康保険料 労働保険料 健康診断受診料
	9 選挙費	10,900,000	10,800,000	100,000	0	5,850,000円 1,200,000円 2,930,000円 770,000円 150,000円
	10 総代会費	900,000	1,000,000	0	100,000	役員員視察研修費
	11 その他会議費	150,000	300,000	0	150,000	慶弔費等
	12 旅費交通費	3,500,000	3,500,000	0	600,000	総代選挙、役員選挙費用
	13 通信運搬費	2,900,000	6,500,000	0	1,200,000	総代会開催経費
	14 消耗什器備品費	5,300,000	5,300,000	0	0	理事会 監事会 用水調整委員会 配水管理班長手当 配水管理班長手当 その他会議費用
	15 印刷製本費	500,000	400,000	100,000	0	1,400,000円 120,000円 250,000円 420,000円 2,150,000円 960,000円
	16 支払手数料	2,500,000	2,200,000	300,000	0	役員員旅費
		1,200,000	1,200,000	0	0	電話料金 郵便料金等
		2,400,000	5,400,000	0	3,000,000	550,000円 1,950,000円
		500,000	800,000	0	300,000	文房具及び事務用品等
						コピー料金 広報誌作製費 賦課金通知書等印刷費 封筒、調書等作製代
						800,000円 450,000円 700,000円 450,000円
						賦課金口座振替手数料 500,000円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
2 事務所費支出	17 支払保険料	1,600,000	1,700,000	0	100,000	農業用施設賠償責任保険料 470,000円 自動車任意保険料 (7台分) 500,000円 自動車自賠責保険料 (4台分) 80,000円 会館、水の館火災保険料等 550,000円
	18 業務委託費	12,000,000	10,000,000	2,000,000		賦課台帳整備委託事業費 3,000,000円 会館清掃費 (2回) 1,000,000円 樹木整備費 2,100,000円 会館セキュリティ管理料 350,000円 消防用設備点検費 (2回) 350,000円 エレベーター保守料 300,000円 会館電気保安手数料 250,000円 会計システム保守料 300,000円 ホームページ保守料 110,000円 サーバー保守料 200,000円 会計指導委託費 500,000円 土地取得経費 2,200,000円 浄化槽維持管理料等 1,340,000円
	19 租税公課	1,200,000	1,200,000	0		自動車税 100,000円 軽自動車税 40,000円 自動車重量税 60,000円 消費税及び地方消費税等 1,000,000円
	20 雑費	720,000	860,000	0	140,000	
		16,000,000	14,200,000	1,800,000	0	
	1 修繕費	10,000,000	8,000,000	2,000,000	0	事務所等の修繕費及び車検費用等
	2 水道光熱費	4,000,000	4,000,000	0		電気料金 3,200,000円 ガス料金 50,000円 水道料金 100,000円 ガソリン代 650,000円
	3 賃借料	2,000,000	2,200,000	0	200,000	清掃品賃借料 300,000円 パソコン・プリンター 500,000円 公用車 600,000円 駐車場等 600,000円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
3 水の館支出		500,000	500,000	0	0	
	1 修繕費	499,000	499,000	0	0	
	2 水道光熱費	1,000	1,000	0	0	
		520,000	520,000	0	0	
4 維持管理 事務所費支出	1 修繕費	150,000	150,000	0	0	車検費用等
	2 水道光熱費	370,000	370,000	0	0	電気料金 240,000円 ガス料金 10,000円 水道料金 20,000円 ガソリン代 100,000円
		27,630,000	20,480,000	7,150,000	0	
		11,080,000	10,690,000	390,000	0	
3 土地改良事業 負担金支出	1 木曽川用水管理 負担金	11,080,000	10,690,000	390,000	0	頭首工・幹線水路管理費
		13,250,000	6,290,000	6,960,000	0	
	1 地盤沈下事業 負担金	6,560,000	2,360,000	4,200,000	0	事業費分担金
	2 特々事業 負担金	6,690,000	3,930,000	2,760,000	0	事業費分担金
3 水土里情報 委託費負担金支出		1,500,000	1,500,000	0	0	
	1 水土里情報 委託費負担金	1,500,000	1,500,000	0	0	システム利用料 データ作成業務委託料 400,000円 1,100,000円
		1,800,000	2,000,000	0	200,000	
4 その他負担 金支出						愛知県土地改良事業団体連合会賦課金 66,000円 木曽川下流総合運営協議会負担金 45,000円 地沈・特特事業促進協議会費 686,000円 尾張西部排水対策推進協議会費 15,000円 木曽川開発連絡協議会費 41,000円 水機構かん排事業推進協議会負担金 50,000円 木曽川用水営農対策推進協議会費 15,000円 愛知県社会保険協会費 3,000円 愛知県緑化推進委員会費 20,000円 その他 859,000円
	1 その他負担 金支出	1,800,000	2,000,000	0	200,000	

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
4	固定資産取得支出	32,360,000	28,370,000	3,990,000	0	
1	特定資産支出	29,060,000	24,370,000	4,690,000	0	
	土地改良施設用地等取得支出	29,060,000	24,370,000	4,690,000	0	光西支線用地取得費
2	固定資産支出	3,300,000	4,000,000	0	700,000	
	車両運搬具取得支出	2,300,000	2,500,000	0	200,000	公用車取得費
	器具備品取得支出	1,000,000	1,500,000	0	500,000	事務用備品取得費
5	特定資産積立支出	67,520,000	79,170,000	0	11,650,000	
1	特定資産積立支出	67,520,000	79,170,000	0	11,650,000	
	職員退職給付引当金積立資産積立支出	4,050,000	4,010,000	40,000	0	
	転用決済金積立資産積立支出	42,600,000	70,100,000	0	27,500,000	
	維持管理施設積立資産積立支出	20,000	10,000	10,000	0	
	維持管理基金積立資産積立支出	20,850,000	5,050,000	15,800,000	0	
6	雑支出	2,010,000	3,010,000	0	1,000,000	
1	1 過年度支出	2,010,000	3,010,000	0	1,000,000	
	1 過年度支出	10,000	10,000	0	0	
	賦課金 2 過誤納還付金	500,000	1,000,000	0	500,000	
	3 過誤納還付金	1,500,000	2,000,000	0	500,000	

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
7	繰 越 金	19,000,000	15,000,000	4,000,000	0	
1	1 次 年 度 繰 越 金	19,000,000	15,000,000	4,000,000	0	
	1 次 年 度 繰 越 金	19,000,000	15,000,000	4,000,000	0	
8	予 備 費	6,000,000	7,000,000	0	1,000,000	
1	1 予 備 費	6,000,000	7,000,000	0	1,000,000	
	1 予 備 費	6,000,000	7,000,000	0	1,000,000	
(C) 支出合計		370,000,000	370,000,000	0	0	
(D) 当期支出合計		351,000,000	355,000,000	0	4,000,000	
(B) - (D) 当期収支差額		△ 61,000,000	△ 45,000,000	0	16,000,000	

令和7年度収入現金の預金先について

令和7年度予算の収入現金の預金先を次のとおり定めるものとする。

令和7年3月1日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

記

1 預入先金融機関

百五銀行
あいち海部農業協同組合
三菱UFJ銀行
りそな銀行

第 8 号議案

令和 7 年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について

令和 7 年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 1 日提出

海部土地改良区 理事長 中 野 治 美

記

1	報 酬	理 事	長	年 額	1 2 0 , 0 0 0 円
2	費用弁償	理 事、監 事、総 代 組 合 員、参 与、委 員 会 委 員		日 額	7 , 0 0 0 円

報告第1号 監査報告書

報告第1号

監査報告書

定款第24条第1項の規定により、本土改良区の令和6年度中間監査を執行したので、その内容及び結果を下記のとおり報告します。

令和6年12月20日

海部土地改良区 理事長 中野 治美 殿

総括監事

渡邊 好雄



監事

杉村 義仁



監事

丹羽 美喜夫



記

定期監査

- 1 監査日及び場所 令和6年12月20日 海部土地改良区会館
- 2 監査事項及び結果 令和6年度を対象年度（令和6年4月1日から令和6年11月30日）とし、監事監査簿に基づいて監査したところ、業務運営、事業及び会計経理に関する事項は、適正に処理されている。

報告第2号 理事会で決定された事項及びその他報告事項について

理事会決定事項	・・・	1	育児・介護休業に関する規程の制定について・・・・・・・・・・	(45)
		2	職員の服務に関する規程の一部改正について・・・・・・・・・・	(84)
		3	給与に関する規程の一部改正について・・・・・・・・・・	(87)
		4	請負工事入札（見積）執行調書の承認について・・・・・・・・・・	(88)
		5	参事の選任について・・・・・・・・・・	(90)
		6	令和7年度配水計画について・・・・・・・・・・	(91)
その他報告事項	・・・	1	現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高との照合結果について・・	(92)

育児・介護休業に関する規程の制定について

育児・介護休業に関する規程

海 部 土 地 改 良 区

育児・介護休業に関する規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、職員の服務に関する規程（以下「職員服務規程」という。）第14条の2に基づき、育児・介護休業に関する事項について定めるものである。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、本規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、雇用契約期間の定めのある者で、申出時点において、子が1歳6か月（第3条第5、6項の申出にあつては2歳）に達するまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が1年未満の者

(2) 申出の日から1年（第3条第3、4、5、6項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者

(3) 週の所定労働日数が2日以下の者

(育児休業の期間)

第3条 職員は、子が満1歳に達する日（誕生日の前日）までを限度として、その申出による期間、育児休業を取得することができる。

2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業または出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として育児休業をすることができる。

3 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本規程第3条第3項をいう。）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

4 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項（本規程第3条第5項をいう。）に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員または配偶者が原則として子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

6 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第3条第3項又は第4項に基づく育児休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

（育児休業の申出）

第4条 育児休業をすることを希望する職員は、育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前までに育児休業申出書を理事長に提出すること

により申し出るものとする。

2 前条第3項の取得を希望する職員は、子の1歳の誕生日の2週間前までに再度、育児休業申出書によってその旨理事長に申し出なければならない。

3 前条第5項の取得を希望する職員は、子の1歳6か月の誕生日応当日の2週間前までに再度、育児休業申出書によってその旨理事長に申し出なければならない。

4 前条第1項に基づく休業の申出は、配偶者の死亡等特別の事情がある場合を除き、一子（双子以上の場合もこれを一子とみなす。以下同じ。）につき2回までとする。

5 前条第3項または第4項に基づく休業の申出は、次に該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第3項または第4項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

6 前条第5項または第6項に基づく休業の申出は、次に該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第5項または第6項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

7 理事長は、育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

8 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は出生後2週間以内に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(育児休業期間の変更)

第5条 職員は、第3条第1項に該当する場合には、休業1回につき1回に限り、休業開始予定日を当初の申出より前の日に変更することができる。

2 職員は、第3条第1項に該当する場合には、休業1回につき1回に限り、休業終了予定日を当初の申出より後の日に変更することができる。

3 第3条第3項に該当する場合には、第3条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間内で、1回、休業終了予定日を当初の申出より後の日に変更することができる。

4 第3条第5項に該当する場合には、第3条第1、3項に基づく休業とは別に、子が1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、1回、休業終了予定日を当初の申出より後

の日に変更することができる。

- 5 職員は、前各項による変更を希望する場合は、次の時期までに新たな休業開始予定日あるいは休業終了予定日を明記した育児休業期間変更申出書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 第1項による変更の場合

当初の休業開始予定日の1週間前

- (2) 第2項による変更の場合

当初の休業終了予定日の1か月前

- (3) 第3項、第4項による変更の場合

第3条第3、5項申し出における当初の休業終了予定日の2週間前

(育児休業申出の撤回)

第6条 職員は、いったん育児休業の申出を行った後でも、育児休業開始予定日の前日までに、育児休業申出撤回届を提出することによりこれを撤回することができる。

- 2 第4条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第4条第2項及び第3項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第4条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第2項及び第3項に基づく休業の申出をすることができる。

- 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(育児休業期間の終了)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、育児休業は終了するものとし、その終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合は、当該事由が発生した日（なお、この場合において当該職員が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、理事長と当該職員が話し合いの上決定した日とする。）
- (2) 第3条第1項に基づく休業の場合は、子が1歳に達する日
- (3) 第3条第2項に基づく休業の場合は、出産日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年に達する日

- (4) 第3条第3項又は第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達する日
- (5) 第3条第5項又は第6項に基づく休業の場合は、子が2歳に達する日
- (6) 育児休業中の職員について産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が開始されることになった場合は、その新たな育児休業開始日の前日

2 前項のいずれかの事由が生じた場合には、原則として当該事由が生じた日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の対象者)

第8条 育児のために休業することを希望する職員であつて、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、本規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、雇用契約期間の定めのある者にあつては、申出時点において、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者からの休業の申し出は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

(出生時育児休業の申出の手続等)

第9条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。

2 前条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで休業期間を分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出がされなかった場合は後の申出を拒むことができる。

3 理事長は、出生時育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第10条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 第8条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなしを含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

3 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

第11条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書により出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。

4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合は、当該事由が発生した日(なお、この場合において当該職員が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、理事長と当該職員が話し合いの上決定した日とする。)

(2) 子の出生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する場合は、子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する日

(3) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合は、子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

- (4) 出生時育児休業申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

5 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業中の就業)

第12条 出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業開始予定日の1週間前までに提出することとする。なお、1週間を切っても休業前日までは提出を受け付ける。

2 前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を、出生時育児休業中の就業日等の提示についてにより提示する。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を提出する。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。

3 出生時育児休業中の就業に係る上限は、次のとおりとする。

- (1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以上（1日未満の端数は切り捨て）
- (2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の半分以上
- (3) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間

4 第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を、休業開始予定日前日までに提出しなければならない。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、速やかに申出が撤回されたことを通知する。

5 第2項で同意した就業日等の全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業開始予定日前日までに提出しなければならない。出生時育児休業開始後は、次のいずれかに該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。

- (1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき
- (2) 配偶者が負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害その他これらに準ずる心身の状況により、出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状

態になったとき

(3) 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき

(4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

(介護休業の対象者)

第13条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、雇用契約期間の定めのある者にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者からの休業の申し出は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 上記以外の家族で理事長が認めた者

(介護休業の申出の手続等)

第14条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期間の定めのある職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 理事長は、介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

(介護休業の申出の撤回等)

第15条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を理事長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、理事長がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。

3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第16条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず理事長は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。

4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日（なお、この場合において当該職員が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、理事長と当該職員が話し合いの上決定した日とする。）

(2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介

護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

- 5 第4項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

(休業期間中の年次有給休暇)

第17条 職員は、育児・介護休業の申し出を行った後においては、当該申し出に係る育児・介護休業期間中に年次有給休暇を取得することができない。

2 年次有給休暇は、基準日において育児・介護休業中の職員に対しても付与する。

3 年次有給休暇の権利発生のための要件となる出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業期間中は出勤したものとして取り扱う。

(休業期間中の給与等)

第18条 育児・介護休業期間中の給与その他の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 給与

ア 育児・介護休業期間中は無給とする。

イ 給与計算期間の途中から休業した場合及び復職した場合は、勤務日数により日割りで算出して支給する。

ウ 定期昇給は、育児・介護休業期間中は行わないものとし、復職後の昇給において休業前の勤務実績を加味し調整する。

(2) 賞与(期末手当及び勤勉手当)

区 分	基準日に育児・介護休業をしている職員	在職(勤務)期間算定における育児・介護休業をした期間の取り扱い
賞与 (期末手当)	基準期間内に勤務した期間等に応じて支給する	2分の1の期間を除算
賞与 (勤勉手当)	基準期間内に勤務した期間等に応じて支給する	全期間を除算

*基準日 6月賞与・・・6月1日 12月賞与・・・12月1日

*基準期間 6月賞与・・・12/2～6/1 12月賞与・・・6/2～12/1

(3) 退職金

退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間の2分の1の期間は退職手当の算定の基礎となった在職期間から除算する。

(育児・介護休業期間中の社会保険料)

第19条 育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分については、原則として、健康保険法及び厚生年金法により、被保険者負担分の免除措置の適用を申請する。

介護休業期間中の社会保険の被保険者負担分については、当月分を翌月10日までに本土地改良区へ支払うものとする。

2 第3条第3、4、5、6項の場合も、再度免除措置の適用を申請する。

(職場復帰後の待遇)

第20条 育児・介護休業が終了した場合には、職員は、原則として休業前の職場及び職務に復帰するものとする。ただし、業務の都合上やむを得ない場合には、他の職場または他の職務を命じることがある。

(育児短時間勤務)

第21条 3歳未満の子と同居し養育する職員のうち育児休業中でない者は、第2項の定めに従って申し出ることにより、その子が3歳に達する日までの希望する期間、次のいずれかの方法により、所定労働時間を短縮し、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を行うことができる。

- (1) 始業時刻を1時間又は2時間遅らせる。
- (2) 終業時刻を1時間又は2時間早める。
- (3) 始業時間と終業時間を各々1時間短縮する。

2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する職員は育児短時間勤務をすることができない。

- (1) 1日の所定労働時間が6時間以下である者
- (2) 継続勤務期間が1年未満の者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

4 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給及び諸手当について、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除して支給する。ただし、通勤手当については控除せずに支給する。

5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合にお

いては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護短時間勤務)

第22条 要介護状態にある家族を介護する職員は、第2項の定めに従って申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、次のいずれかの方法により、所定労働時間を短縮し、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を行うことができる。

- (1) 始業時刻を1時間又は2時間遅らせる。
- (2) 終業時刻を1時間又は2時間早める。
- (3) 始業時間と終業時間を各々1時間短縮する。

- 2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する職員は介護短時間勤務をすることができない。

- (1) 1日の所定労働時間が6時間以下である者
- (2) 継続勤務期間が1年未満の者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給及び諸手当について労務提供のなかった時間分に相当する額を控除して支給する。ただし、通勤手当については控除せずに支給する。

- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(職員表彰等の在職期間算定)

第23条 職員表彰等の在職期間の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間の2分の1の期間は算定の基礎となった在職期間から除算する。

(子の看護休暇)

第24条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかっ

た当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき5日、2人以上の場合は10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が6か月未満の者

(2) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は就業時刻まで連続して取得することができる。

4 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に理事長に申し出るものとする。

5 本制度の適用を受ける間の給与については、有給とする。

(介護休暇)

第25条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき5日、2人以上の場合は10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が6か月未満の者

(2) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は就業時刻まで連続して取得することができる。

4 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に理事長に申し出るものとする。

5 本制度の適用を受ける間の給与については、有給とする。

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第26条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
 - (2) 週の所定労働日数が2日以下の者
- 3 請求をしようとする職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を理事長に提出しなければならない。この場合において、制限期間は次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 理事長は、所定外労働制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に、所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合は、当該3歳に達する日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第27条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の請求

は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が1年未満の者

(2) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 請求をしようとする職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を理事長に提出しなければならない。この場合において、制限期間は前条第3項に規定する免除時間と重複しないようにしなければならない。

4 理事長は、時間外労働制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に、時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合は、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

(3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための深夜業の制限）

第28条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間

(以下「深夜」という。)に労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が1年未満の者

(2) 請求に係る子又は家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

ア 深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること。

イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること

ウ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

(3) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにし、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、深夜業制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に、深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合は、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

(3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

(ハラスメントの禁止)

第29条 すべての職員は、この規程の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

(委任)

第30条 本規程に定めのないものについては、法令の定めるところによる。

(附 則)

この規程は、令和7年2月18日より施行する。

(出生時) 育児休業申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条及び第 条）に基づき、下記のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業		
3-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
	※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること	
	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について出生時育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない・ある (回)
	(3) 1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)が2回ある場合、再度申出の理由 []
4 1歳までの育児休業		
4-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	

	※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載（2回目を後日申し出ることも可能）	
	年 月 日から 年 月 日まで （職場復帰予定日 年 月 日）	
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある（ 回） →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔 〕
	(3) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある（ 回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記（2）がある場合、再度申出の理由 〔 〕
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規則第 条第 項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合	配偶者の休業開始（予定）日 年 月 日

5 1歳を超える育児休業

5-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで （職場復帰予定日 年 月 日）	
5-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について1歳を超える育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある→再度休業の理由 〔 〕 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
	(3) 1の子について1歳を超える育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 〔 〕
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業 している・していない 配偶者の休業（予定）日 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

（注）上記3、4の休業は原則各2回まで、5の1歳6か月まで及び2歳までの休業は原則各1回です。申出の撤回1回（一の休業期間）につき、1回休業したものとみなします。

（注）育児休業開始日 女性：出産日後（出産日は含まない。）8週間の産後休業終了後から取得可能
男性：出産日以後取得可能

様式2

〔（出生時）育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための
時間外労働制限・育児のための深夜業制限〕対象児出生届

海部土地改良区理事長 殿

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属
氏名

私は、 年 月 日に行った〔（出生時）育児休業の申出・所定外労働制限の請求・時間外労働制限の請求・深夜業制限の請求〕において出生していなかった〔（出生時）育児休業・所定外労働制限・時間外労働制限・深夜業制限〕に係る子が出生しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

様式3

(出生時) 育児休業期間変更申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った（出生時）育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳6か月まで及び2歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

様式 4

(出生時) 育児休業申出撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った（出生時）育児休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

様式 5

出生時育児休業中の就業可能日等申出・変更申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
 氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり出生時育児休業中の就業可能日等の〔申出・変更申出〕をします。

記

1. 出生時育児休業取得予定日

年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで

2. 就業可能日等（変更申出の場合は当初申出から変更がない期間も含めて全て記載）

日付	時間	備考 (テレワーク等の希望)
年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分	
年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分	

- （注1）申出後に変更が生じた場合は、休業開始予定日の前日までの間にすみやかに変更申出書を提出してください。
- （注2）休業開始予定日の前日までに、就業可能日等の範囲内で就業日時等を提示します。提示する就業日がない場合もその旨通知します。

出生時育児休業中の就業日等の提示について

殿

年 月 日
海部土地改良区理事長

あなたから 年 月 日に出生時育児休業中の就業可能日等の〔申出・変更申出・撤回〕がありました。育児休業等に関する規則（第 条）に基づき、就業日時等を提示いたします。

記

☐ 以下の就業日を提示します。回答は 月 日までに 課へご提出ください。

① 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分（休憩時間 時 分～ 時 分）

② 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分（休憩時間 時 分～ 時 分）

※就業場所、業務内容等特記事項があれば記載

☐ 提示する就業日はありません。全日休業となります。

☐ 就業可能日等申出・変更申出は撤回されました。全日休業となります。

出生時育児休業中の就業日等の〔同意・不同意〕書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、
育児休業中の就業日等について、下記のとおり回答します。

年 月 日に提示された出生時

記

- ☐ 提示された就業日等に全て同意します。
- ☐ 提示された就業日等に全て同意しません。
- ☐ 提示された就業日等のうち、以下の内容に同意します。

[]

出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、 年 月 日に行った出生時育児
休業中就業可能日等〔申出・変更申出〕を撤回します。

様式 9

出生時育児休業中の就業日等撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、 年 月 日に同意した出生時育児休業中の就業日等について、〔全部・一部〕撤回します。

撤回する就業日等を記載

〔 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分 〕

休業開始日以降の撤回の場合は、撤回理由を記載（開始日前の場合は記載不要）

〔 〕

介護休業申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
2 休業の期間	年 月 日から 年 月 日 ※ 時 分から 時 分まで	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族について介護休業の申出をしたことが	ない・ある (回) →ある場合 休業期間: 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 []
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) 再度申出の理由 []

(注) 上記3の休業は対象家族1人につき3回まで

様式 11

介護休業申出撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った介護休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

介護休業期間変更申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
 に行った介護休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳6か月まで及び2歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

育児短時間勤務申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
4 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 []

(注) 3-※欄は、労働者が個々に労働する時間を申し出ることを認める制度である場合には、必要となります。

介護短時間勤務申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
2 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 []

(注) 3-※欄は、労働者が個々に労働する時間を申し出ることを認める制度である場合には、必要となります。

育児・介護のための所定外労働制限請求書

海部土地改良区理事長 殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり[育児・介護]のための所定外労働の制限を請求します。

記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	免除開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 []	

育児・介護のための時間外労働制限請求書

海部土地改良区理事長 殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり[育児・介護]のための時間外労働の制限を請求します。

記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	制限開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 []	

育児・介護のための深夜業制限請求書

海部土地改良区理事長 殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属

氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり[育児・介護]のための深夜業の制限を請求します。

記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 [] (2) 常態として1の子を保育できる16歳以上の同居の親族がいる・いない	

子の看護休暇申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

下記により看護休暇を取得したいので、申請します。

記

1 休暇申出に係る子について

氏 名

生年月日 年 月 日

申出をする職員との続柄

2 休暇日 年 月 日より 年 月 日まで

3 申出理由

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

2については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。

(注2) 子の看護休暇の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

介護休暇申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
 氏名

下記により介護休暇を取得したいので、申請します。

記

1 休暇申出に係る家族について

氏 名
生年月日 年 月 日
申出をする職員との続柄

2 休暇日 年 月 日より
 年 月 日まで

3 申出理由

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

2については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。

(注2) 介護休暇の場合、取得できる日数は、1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

職員の服務に関する規程の一部改正について

記

職員の服務に関する規程

変 更 後		現 行
(特別休暇) 第 1 4 条 「 略 」 (1) 「 略 」 (2) 「 略 」 (3) 「 略 」	(特別休暇) 第 1 4 条 事務局長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別休暇を与えることができる。 (1) 出産休暇 職員が出産する場合。 期間は、出産予定日前 8 週間目に当たる日（多胎妊娠の場合は 1 4 週目に当たる日）から出産の日後 8 週間を経過する日まで。 取得単位は、1 日。 (2) 育児参加休暇 妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき。 期間は、5 日以内。 取得単位は、1 日又は 1 時間。 (3) 生理休暇 女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事するときに休暇を請求した場合。 期間は、1 回につき 3 日以内。 取得単位は、1 日。	

変 更 後	現 行
(4) 「 略 」 (5) 「 略 」 (6) 「 略 」 (7) その他の休暇 家族休暇、子の看護休暇、介護休暇等。 (育児・介護休業) 第14条の2 1 歳未満の子を養育する職員が請求したときは、別に定める育児・介護休業に関する規程により育児休業を与えることができる。 2 <u>要介護状態にある家族を介護する必要がある職員が請求したときは、別に定める育児・介護休業に関する規程により介護休業を与えることができる。</u> (休 職) 第16条 「 略 」 (1) 「 略 」 (2) 「 略 」 (3) 「 削除 」 (3) 「 略 」	(4) 親族の死亡による特別休暇（忌引休暇） 職員の服務に関する規程別表第2に掲げる職員の親族が死亡した場合。 期間は、親族の区分により1日～7日以内の期間（別表第2を参照） 取得単位は、1日。 (5) 配偶者、父母又は子の祭日休暇 配偶者、父母又は子の祭日の場合。 期間は、1日。 取得単位は、1日。 (6) 結婚休暇 結婚する場合。 期間は、5日以内。 取得単位は、1日。 (7) その他の休暇 家族休暇、家族看護休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ボランティア休暇、介護休暇等。 「 新設 」 (休 職) 第16条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して休職にすることができ。 (1) 心身の故障のため長期の休暇を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 (3) <u>当該職員の1歳に満たない子を養育する場合</u> (4) その他理事長が特に必要と認めた場合

変 更 後		現 行
2 「 略 」	第1項第3号に該当する場合における休職の期間は、理事長が定める。 「 略 」 「 略 」	2 前項第1号に該当する場合における休職の期間は、1年をこえない範囲において休職を要する程度に応じて個々の場合について理事長が定める。
3 「 略 」		3 第1項第2号に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
4 「 削除 」		4 <u>第1項第3号に該当する場合における休職の期間は、当該子が1歳に達する日</u> <u>までとする。</u>
4 第1項第3号に該当する場合における休職の期間は、理事長が定める。		5 第1項第4号に該当する場合における休職の期間は、理事長が定める。
5 「 略 」		6 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。
6 「 略 」		7 休職の期間を経過したときは退職とする。

附則 1 この変更規程は、令和7年2月18日から施行する。

報告第2号

給与に関する規程の一部改正について

記

給与に関する規程

変 更 後		現	行
(休職者の給与)		(休職者の給与)	
第10条	「略」	第10条	職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、労働者災害補償保険法又は法令により支給された休業補償給付額を給与から減額した額を支給する。
2	「略」	2	職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の50を支給する。
3	「略」	3	職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第2号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
4	「削除」	4	職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中は、 <u>無給とする。</u>
4	職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、 <u>給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</u>	5	職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第4号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中の <u>給与額については、理事長が定める。</u>

附則 1 この変更規程は、令和7年2月18日から施行する。

請負工事入札（見積）執行調書の承認について

請負工事入札(見積)執行調書

No.1 (令和6年8月1日～令和7年1月31日)

整理 番号	契約 種別	工事名	地区名	工事場所	通知日	開 札 日	予定価格		最低制限価格		落 札 額	請 負 率	請 負 金 額	契 約 日	工 期 （ 始 ）	工 期 （ 終 ）	入 札 回 数	指 名 （ 参 加 ） 業 者 数	(株)加藤組		親和電機工業株		吉田工機(株)		豊耕機(株)		(株)守谷商会		(株)千代田組					
							(税込)	入札書 比較価 格 (税抜)	(税込)	入札書 比較最 低制限 価格 (税抜)									入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位		入札価格	順位			
1	随意 契約	管水路補修工事	海部	愛西市諸桑町 地内始妙6ヶ所	—	—	1,387,100	1,261,000	—	—	1,197,000	94.92%	1,316,700	R6.8.30	R6.6.11	R6.8.30	—	緊急 工事	1	1,197,000	1													
2	随意 契約	東條揚水機場 制御盤修繕工事	東條	愛西市東條町 井桁9	—	—	666,600	606,000	—	—	350,000	57.76%	385,000	R6.10.22	R6.8.22	R6.10.22	—	緊急 工事				350,000	1											
																		契約金額	1,316,700	385,000	0	0	0	0	0	0	0	0						
																		請負件数	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
																		請負率	94.92%	57.76%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%

参事の選任について

令和7年度配水計画について

別添資料のとおり

現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高との照合結果について

令和6年 残高照合確認簿

報告第2号

会計細則第31条第3項の規定に基づき、会計主任は現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けたので、同条第4項の規定に基づき署名する。

令和6年	確認日	会計担当理事(署名)	会計主任(署名)	備考
1月分	令和6年2月26日	日比野 郁郎	松川 大輔	
2月分	令和6年3月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
3月分	令和6年4月24日	日比野 郁郎	松川 大輔	
4月分	令和6年5月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
5月分	令和6年6月26日	日比野 郁郎	松川 大輔	
6月分	令和6年7月29日	日比野 郁郎	松川 大輔	
7月分	令和6年8月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
8月分	令和6年9月26日	日比野 郁郎	松川 大輔	
9月分	令和6年10月29日	日比野 郁郎	松川 大輔	
10月分	令和6年11月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
11月分	令和6年12月23日	日比野 郁郎	松川 大輔	
12月分	令和7年1月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	